

## 施設整備関係補助金について（R2年度改正、R3年度新設等）

### 島根県高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金

#### 1. <令和3年度新設>水害対策事業

大雨等により発生する恐れのある水害に備えて、垂直避難エレベーター(既存のもの更新を除く)、スロープ、避難スペース確保等の改修工事にかかる費用の補助を行う。

##### 【対象施設種別】

特別養護老人ホーム,介護老人保健施設,軽費老人ホーム,養護老人ホーム,介護医療院

※定員 29 人以下の施設や地域密着型サービスは市町村補助となります。

【対象地域】 以下に記載する地域に所在する施設が対象となります。

##### <災害レッドゾーン>

災害危険区域（出水等）,土砂災害特別警戒区域,地すべり防止区域,急傾斜地崩壊危険区域,津波災害特別警戒区域

##### <災害イエローゾーン>

浸水想定区域,土砂災害警戒区域,都市洪水想定区域・都市浸水想定区域,津波災害警戒区域

※災害レッドゾーンを優先するとともに、浸水想定区域については、浸水深に応じて優先します。

#### 2. <令和2年度改正：継続>非常用自家発電整備事業

高齢者施設において、停電時などに入所者の健康・生命の維持に必要な機器（喀痰吸引器、人工呼吸器等を想定）を稼働させるための電源確保に必要な非常用自家発電機の設置にかかる費用の補助を行う。

##### 【対象種別】

特別養護老人ホーム（併設される老人短期入所施設を含む）,軽費老人ホーム,介護老人保健施設,介護医療院,養護老人ホーム

※ただし、意向調査を実施済みであり、実施の意向を確認している施設を優先的に整備するとともに、予算の範囲内での補助となることに留意が必要。

##### 【補助上限額】

交付基準単価を 6,120 千円とし、実際の対象事業費と交付基準単価を比較してどちらか額の低い方に 3/4 を乗じた額とする。（補助上限額：4,590 千円）

## 地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備等の補助金

### 1. 令和2年度補助金交付要綱の改正内容

#### (1) 島根県介護施設等整備事業費補助金

##### ①多床室のプライバシー保護改修

これまでの特別養護老人ホームに加えて、併設されるショートステイ用居室を補助対象に追加

#### (2) 島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業補助金

##### ①既存施設を利用した開設

特別養護老人ホーム等の介護施設等を創設する場合の補助単価は839千円であるが、既存施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に限る）を利用した場合の補助単価については219千円とする。（ただし、補助単価219千円の適用は、既存施設の定員数を上限とし、その定員数を超える整備床数については839千円を適用する。）

##### ②介護施設等の「改築」について

介護施設等の開設時、増床時に加え、「改築」時に必要な経費についても、開設準備補助金の補助対象とする。